

2020年2月15日付

1. 一般条件: 本サービス利用一般取引条件 (以下「本一般条件」という。) は、 GlobalDots グループ (本書 11 条 e 参照) の会社(以下「当社」という。)の顧客 (以下単に「顧客」という。) と当社の間 で締結されるサービス利用契約(以下「サ 一ビス利用契約」という。)に適用される。 サービス利用契約は、本一般条件とともに、 以下で特定されるサービスの売買に関する 当社と顧客間の完全なる合意及び了解事項 を示すものであり、かかる売買に関する従 前の一切の協議及び交渉に優先する。本一 般条件とサービス利用契約の条件に齟齬が あるときは、サービス利用契約が優先する。 サービス利用契約と本一般条件を併せて、 本書において「本契約」という。本契約の 当事者により修正されない限り、本一般条 件は、顧客と当社の間で締結されるすべて のサービス利用契約(延長、修正又は更新 分を含む。) に適用される。

本一般条件は、当社により随時、改定される。サービス利用契約は、そのサービス利用契約締結時点で効力を有した直近の本一般条件の版に準拠する。

- 2. サービスの売買: サービス利用契約に定められるとおり、当社は、顧客に対し、製品またはサービス(以下単に「サービス」という。)を販売し、顧客はそのサービスの代金を支払う。
- 3. **サービス費用**: 顧客は、サービス利用契約 で定められた価格と条件に従って、サービ スに関する全ての費用を支払う。サービス 利用契約記載の価格は、更新契約期間開始 日の少なくとも 30 日前までに当社から顧 客に書面により通知することで、変更され る場合がある。取り決めに従って当社に支 払われるべきものとして記載される金額は、 税抜きの金額である。すなわち、消費税、 売上税、付加価値税、源泉徴収税、関税及 びその他の税(当社の所得にかかる税を除 く。) は含まれていない。当社がかかる税 を納付する場合で、顧客より当該税相当額 を前もって受領していないときは、顧客は 当社に当該税相当額を支払わなければなら ず、当該税相当額は、別途、当社の顧客に 対する請求額に追加される。
- 4. **支払**: サービス利用契約で別段の指示がある場合を除き、サービス費用の請求と支払

の手順は以下のとおりとする。当社は、サ ービスがアクティブ化する日に、初度費用 (臨時費用、サービス利用契約で示された 金額)の全額とその契約期間の最初の月の 約定の月額最小サービス料金を、顧客に請 求する。当社は、その後の全ての月につい ては、かかるサービスが提供される月の初 日頃に、月額の最小サービス料金を顧客に 請求する。ある月に生じたサービスに関す るその他支払われるべき全ての料金及びサ ービスの提供により生じた費用(例えば、 超過帯域幅利用料)は、かかるサービスが 提供された月の翌月の初日頃に請求される。 顧客は、当社に対し、請求日から 30 日以 内に、随時、当社の指定する住所において 支払うか、又は指定する銀行口座宛に送金 する方法で支払わなければならない。顧客 の支払が遅滞したときは、(i)月利1パーセ ントの割合または(ii) 適用法令において許 容される最大の法定利率のいずれか低い率 による延滞利息が生じる。顧客は、加えて、 当社が未払金又は延滞金を回収するために 生じた全ての経費(合理的な弁護士費用を 含む。)を負担しなければならない。当社 は、何時でも、随時、顧客の支払能力が疑 わしいと合理的に認める場合には、預託金 若しくはその他の受諾可能な形式の担保を 要求することができる。適用法令により禁 じられていない限り、請求書記載の金額に ついて請求日から 30 日以内に顧客から書 面により異議が出されなかったときは、当 該金額には異議がないものとみなされ、以 後、顧客は、当該金額について異議を申し 立てることができない。

5. プロバイダ・利用規約

機密 1

GlobalDots We Make IT Faster

サービス利用一般取引条件

2020年2月15日付

き付与される黙示的なライセンスは存 在しない。

b. 顧客は、サービスの利用にあたってプ ロバイダの利用規約(随時、変更され ることがあり、変更後のものも含まれ る。)を遵守する。利用規約のコピー は、顧客の求めに応じて当社から提供 される。顧客がかかる規約を遵守しな いときは、当社は、本契約に基づく救 済方法に加えて、顧客に通知した後、 顧客によるサービスの利用を停止する ことができる。顧客は、利用規約がプ ロバイダにより定められ、管理され、 かつ強制されること、並びに利用規約 の違反に関して何らかの要求がなされ るときに、当社がプロバイダ・顧客間 の連絡ルートとしてのみ行動すること を確認する。疑義を回避するため付言 すれば、プロバイダの利用規約違反は、 本契約の重大な違反とみなされる。

6. 秘密保持。変更

- a. 顧客は、サービス並びに関連ある技術、 構造、組織及びソースコード(以下 「プロバイダの技術」という。) が貴 重な企業秘密であることを確認する。 従って、顧客は、以下の(a)ないし(d) のいずれも行わないことに同意する。 (a)プロバイダの技術の変更、転用、改 変、翻訳、若しくは二次的著作物の作 成、(b)プロバイダの技術と他の技術の 結合、(c)プロバイダの技術の第三者に 対する配布、サブライセンス、リース、 賃借、貸与若しくはその他の方法によ る譲渡、(d)リバースエンジニア、デコ ンパイル、逆アセンブル、若しくはそ の他の方法によるプロバイダの技術に 関するソースコード抽出の試み。
- b. 本契約は、その存在自体及びサービス 利用契約の全ての取引条件を含め、秘 密(以下「秘密情報」という。)であ り、本契約のいずれの当事者も、他方 当事者の書面による事前の同意がない 限り、何らの秘密情報を第三者に開示 せず、漏洩してはならない。
- c. いずれの当事者も、他方当事者の名称、 ロゴ又はマークを他方当事者の書面に

よる事前同意なく使用してはならない。 ただし、当社及びその関連会社は、そ の顧客紹介リスト、ケーススタディ及 びその他の販売促進若しくは販売の資 料(そのウェブサイト上若しくは印刷 物中も含む。)において、顧客の名称 ロゴ又はマーク(いずれも変更を施さ ないもの)を利用することができる。

- d. 当社は、顧客の技術及び知的財産(以下「顧客の技術」という。)が顧客の価値ある企業秘密を構成することを確認する。従って、当社は、以下の(a) ないし(c)のいずれも行わないことに同意する。 (a)顧客の技術の変更、転用、改変、翻訳、若しくは二次的著作物の作成、(b)顧客の技術の第三者に対する配布、サブライセンス、リース、賃賃与若しくはその他の方法による譲渡(c)リバースエンジニア、デコンパイル、逆アセンブル、若しくはその他の方法による顧客の技術に関するソースコード抽出の試み。
- e. 顧客は、プロバイダが、30 日前に書面により通知することにより、サービスの構成要素を変更することができることを確認する。ただし、変更後のサービスは、変更前に有していた元の特徴と機能性の全てを実質的に有するものとする。

7. 顧客のコンテンツ

a. 顧客は、顧客のサービスの利用に関し 当社又はプロバイダに提供する全ての コンテンツ及びアプリケーション(第 三者のコンテンツ若しくはアプリケー ションを含む。また、これらを含めて 以下「顧客のコンテンツ」という。) について単独で責任を負う。顧客は、 顧客のコンテンツにおける全ての権利、 所有権及び利益を保持し、顧客のコン テンツはサービスの一部とはみなされ ない。顧客は、当社が、顧客のコンテ ンツに関連する顧客のビジネスリスク 及び業務運用リスクを引き受けず、か つ、かかるリスクにさらされるべきで はないことを確認する。顧客は、顧客 のコンテンツ、顧客のウェブサイトの 運営(そこでの商取引を含む。)、又 は顧客によるサービスの誤用若しくは



2020年2月15日付

適用法令若しくはプロバイターの利用 規約に違反するサービスの利用に関し て第三者から何らかの請求を受けた結 果について、当社を弁護し、免責し、 補償する。

8. 免責条項・責任の制限

- a. 当社は、契約上、法律上、若しくは衡平法上であるか又は取引の過程、商慣習によるかにかかわらず、法令で認められる最大限の範囲で、顧客によるサービスの受領、配信、インストール及び利用に関し、満足のいく品質、特定目的への適合性に関して、黙示的な保証を含め、いかなる保証も条件設定も行わない。
- b. 補償義務、サービス料・費用の支払義 務及び秘密保持義務から生じる各当事 者の債務並びに下記(d)項の場合を除き 本契約に関連して請求しうる損害賠償 債務は、契約、不法行為、過失その他 いずれの原因によって生じたかにかか わらず、その損害賠償請求前 12 か月 間に適用されるサービス利用契約に基 づき顧客が当社に支払ったか若しくは 支払うべき金員の総額を超えない。
- c. いずれの当事者も、いかなる原因で生じたかにかかわらず、責任の法理にかかわらず、かつ契約によるか、不法行為、過失その他いずれの原因によっ者がかかる損害の可能性について知らされても、(i)データの喪失、(ii)逸失利には(iii)販売機会の喪失、(iv)取引の喪失、取引への損害、(v)顧客の喪失、(vi)事業中断、(vii)交換サービス、又は(viii)いかなる特別、偶発的、結果的、懲罰的若しくは間接的な損失に関し、責任を負わない。

上記にかかわらず、当社が、サービス の提供される全期間においてサービス 利用契約に基づき顧客から金員を受領 する権利は、その金員に当社の利益の 要素を含む支払が含まれるとしても、 なんら制限されない。

d. 本書 8 条に規定する免責及び制限のいずれも、(i)過失によるものであっても人身傷害若しくは死亡を生じさせたときの損害賠償責任、(ii)悪意による不実表示、又は (iii)法律により免責若しくは責任制限の認められない責任には適用されない。

9. 期間及び終了

- a. サービスの当初の契約期間はサービス 利用契約で示された期間とする。いず れの当事者も、契約期間満了の少なく とも 75 日前までに他方当事者に契約 終了の意思を通知しないときは、サー ビスは翌 12 か月間、自動的に更新さ れ、以後も同様とする。また、前記に かかわらず、更新しない旨の通知の届 けがない場合であっても、(i) 当社が、 プロバイダとの契約を更新若しくは延 長することができず、顧客に対しかか るサービスの提供を継続することがで きず、かつ(ii) 当社が、他のサービ ス・プロバイダから顧客にとって合理 的に受諾可能な、かかるサービスと実 質的に類似するサービスを提供するこ とができないときは、いずれの当事者 も、更新期間開始前に他方当事者に書 面により通知を送付することにより、 本契約を終了させることができる。
- b. 当社が次の(c)項又は(d)項に基づき、 又はその他何らかの法的な救済方法若 しくは権利を行使して、サービス利用 契約上のサービスの提供を終了させる 場合においても、顧客は、契約終了日 時点で未払いの全ての料金及び費用に 加え、サービスの期間(期間が更新さ れている場合には更新期間を含む。ま た、更新したとみなされる期間も含 む。) の残りの月々に支払期限の到来 する料金及び費用に関し、引き続き支 払義務を負う。料金及び費用に、利用 又は超過利用に応じて変動する金員が 含まれる場合には、変動部分の金額は、 契約終了前 6 か月の平均月額に基づき 1か月単位で計算される。
- c. いずれの当事者も、以下のいずれかの ときは、いつでも本契約を解除するこ とができる。(i)他方当事者若しくはそ の財産について管財人が選任されたと



2020年2月15日付

き、(ii)他方当事者がその債権者の利益 のためにその財産を全て若しくは実質 的に全て譲渡したとき、(iii)破産、支 払不能若しくは債務者の救済命令に関 する法律に基づく手続が、他方当事者 により、若しくは他方当事者のために 開始されて、60日以内に却下されない とき、(iv)他方当事者が清算若しくは 解散するか、これを行おうとするとき、 又は(v)他方当事者がその他本契約上の 重大な義務に違反し、書面による通知 から 30 日以内にその違反状態を解消 しないとき、金銭債務の不履行を 10 日以内に解消しないとき、若しくはそ の違反状態が性質により治癒不能のと きは直ちに。

- d. 当社と顧客との間で締結された他のいずれかのサービス利用契約につき顧客に重大な債務不履行があり、そのために(上記(c)項に基づき)そのサービス利用契約が解除される場合、当社は、その選択により、顧客に対して当書面により通知することで、そのサービス利用契約に加えて、当社と顧客間の本サービス利用契約も解除することができる。その場合において顧客は、上記(b)項に定められた責任を負う。
- e. 顧客が支払期日に料金又はその他の支払うべき金額を支払わないときは、当社は、この事実につき電子メール及グノスはファクシミリを用いて書顧客に通知するものとする。顧客が当該通知のときから5日以内に支払を行わないときは、当社は、本契約に本行わないときは、当社は、本契約に本っ、又は衡平法に基づく救済のサービス利用契約に基づくサービスの提供を停止することができる。

10. プライ**バシー**

a. 当社と顧客はそれぞれ、本契約に定める各々の権利義務に関し、データ処理者 (Data Processor) 又はデータ管理者 (Data Controller)として行動する場合があるところ、それぞれ、適用されるデータ保護規制の定めるデータ処理者又はデータ管理者 (それぞれの立場に応じて)の義務を遵守する。加えて、当社が顧客に代理して個人データ

(Personal Data)を取り扱う(Process)場合には、データ管理者としての顧客に代わって当社がデータ処理者として行うかかるデータの取扱いには、本条の以下の(b)及び(c)が適用される。なお、いずれの用語も一般データ保護規則(General Data Protection Regulation、以下「GDPR」と略称する。)及びそれに準じ、又は相当する各国の法令(以下、併せて「データ保護規制」と総称する。)に規定される意味で用いる。

- b. 当社が、データ管理者としての顧客に代わりデータ処理者となる場合には、その取扱いの対象及び期間、取扱いの性質及び目的、個人データの種類とデータ主体の類型は、個別のサービス利用契約で定められる。加えされるプロバイダが顧客またはそのエンドユーザーの個人データを取り扱う範囲において、顧客は、当社が、サービス利用契約の規定に関する範囲内で当該プロバイダをデータ取扱いの復処理者(subprocessor)に指名することを承諾する。
- c. 当社が、データ管理者としての顧客の データ処理者として行動する場合には、 当社は以下を遵守する。すなわち、(i) GDPR28 条第 3 項(a)において例外が認 められる場合を除き、顧客からの文書 化された指示のみに基づいて個人デー タを取扱い、(ii)個人データを取り扱 う権限を与えられた者に機密保持義務 を負わせ、(iii) GDPR32 条の求める全 ての措置をとり、(iv)他の処理者に扱 わせる場合には、同 28 条第 2 項及び 第 4 項の定める条件を尊重し、(v) そ れが可能である限りにおいて、データ 主体の権利行使の要求に顧客が対応す る義務を果たすために適切な技術的及 び組織的な措置により顧客を援助し、 (vi) 顧客の負担と費用において、デー タの取扱いとデータ処理者が入手する データの性質を考慮して顧客が GDPR32 条ないし 36 条に定める義務 を履行するのを援助し、(vii) データ保 護規制がデータ保存を要求又は許容し ない限り、顧客の選択により、データ の取扱いに関するサービスの提供の終 了後、すべての個人データを削除又は

GlobalDots We Make IT Faster

サービス利用一般取引条件

2020年2月15日付

顧客に返却し、存在するコピーを消去し、(viii) 顧客が GDPR28 条に定める義務を遵守していることを証明するため、及び、顧客が実施する又は顧客が委任した別の監査主体が実施する監査(検査を含む)を受け入れ、又は、監査に資するようにするための全ての情報を利用できるようにし、(ix) 当社が指示がデータ保護規制に違反するとの見解を有する場合には、直ちにそのことを顧客に知らせる。

- d. 当社と顧客はそれぞれ、本契約に関連 して取り扱われる個人データのデータ 主体から受けた全ての権利要求につき、 そこで指定される合理的な期間内に、 他方当事者を支援することに合意する。 当事者は、適用法令に基づき又は監督 機関から求められない限り、他方当事 者において適切に扱われるべき何らか の要求を直接に受けたときは、かかる 要求を受けたことを他方当事者に即時 に通知した後、かかる要求を直ちに他 方当事者に回付しなければならず、ま た、他方当事者の指示があった場合を 除き、適用法令又は監督機関からの要 求のない限り、いかなる方法によって もかかる要求に対応してはならない。
- e. 当社と顧客はそれぞれ、(他方当事者 の費用負担において)合理的な期間内 に、他方当事者のデータ保護影響評価 の実施及び監督機関との事前協議(か かる用語は GDPR に規定される意味で 用いる。)を支援することに合意する。
- f. 当社と顧客は、いずれも、サービスの 提供若しくは受領に関連し、又は本契 約に基づき取り扱われる個人データを、 適用されるデータ保護規制に適合する 場合を除き、欧州経済領域外の他国に 移転してはならない。
- g. 当社と顧客はそれぞれ、個人データを取り扱う場合には、自然人の権利と自由へのリスクに応じて適切なセキュリティのレベルを確保するために適切な技術上及び組織上の措置(必要に応じてGDPR32条第1項で規定されるものを含む。)を実施する。

11. 雑則

- a. 顧客は、第三者にサービスを売却、譲渡又は再販売してはならない。また、顧客は、第三者が顧客を経由することでサービスを購入または利用可能にするのと同等の関係を第三者と結んではならない。
- b. 顧客は、当社の書面による事前の同意がない限り、本契約に基づく権利義務(サービス利用契約に基づくものを含む。)を売却、譲渡又はその他の方法で移転してはならない。ただし、顧客が、当社に書面により通知したうえで、合併又はその資産の全て若しくは実質的に全ての売却に関連して本契約に基づくその権利義務を移転するときはこの限りではない。
- c. 本契約についての一切の修正又は変更 は、両当事者の正当な権限を有する代 表者により署名された書面によらなけ ればならない。
- d. 本契約に関する一切の通知は、書面によらなければならない。また、かかる通知は、それぞれの住所において、若しくはその通知が実際に受領された他の住所において、(a)受領時、若しくは定評のある速達宅配サービスにより発送されてから5日後に、又は(b)手渡しの時点で、適切に受領されたものとみなされる。

機密 5



2020年2月15日付

会社名	準拠法; 裁判地
Danidin Ltd.	Cyprus; Nicosia
Tango Siera Ltd.	Israel; Tel Aviv
GlobalDots, Inc.	New York (United States); New York
GlobalDots Services and Support GmbH	Germany; Berlin
GlobalDots Russia, LLC	Russia; Moscow
GlobalDots 合同会社	日本; 東京
GlobalDots Marketing Ltd.	England; London

- f. 両当事者は、法律により認められる範囲で、国際物品売買契約に関する国際連合条約又は世界中の類似の消費者保護法が、いかなる点においても本契約に関し適用されないことに合意する。
- g. 本契約の条件の実現のために何らかの 法的手続が必要になったときは、実質 的な勝訴当事者は、合理的な弁護士費 用及び経費を受領することができる。
- h. 本契約のいずれの当事者も、本契約に基づく義務の履行が不可抗力によって生じた状況により妨げられ又は阻止されたときは、適用法令において認められるとおり、かかる履行に関し責任を負わない。ただし、本契約に基づき顧客の負う金銭債務及び支払期限は、不可抗力によっても免責されない。
- i. 本一般条件の第4条、第6条、第7条、 第8条、第10条及び第11条は、本契 約の満了又は解除後も存続する。

【以下余白】

機密 6